

介護保険サービス 訪問・通所系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P5）

2 各種お知らせ等（P9）

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P27）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P41）
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P42）
- 4 危機管理課からのお知らせ（P44）
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P47）

4 サービス別資料

- ・全サービス共通（P60）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P65）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P73）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P80）
- ・通所リハビリテーション（P88）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P92）
- ・居宅介護支援（P98）

令和4年度集団指導について

はじめに

平素より、船橋市の介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

また、コロナ禍においても、介護保険サービスの提供の継続、感染防止対策にご尽力いただき、感謝申し上げます。

船橋市では、介護保険制度の適正な運営を確保するため、市内介護保険サービス事業者等の方々を対象に書面開催（動画形式）にて、集団指導を実施します。

令和4年度集団指導では、主に「令和3年度における運営指導（旧称：実地指導）において確認された指摘事例」等をご説明させていただきますので、今後とも適切な事業運営にご協力をお願いします。

令和4年度集団指導について

資料等の確認

各事業所は、動画視聴及びホームページに掲載された事業所実施サービスの「集団指導資料」及び「自己点検シート」（介護保険）の確認を行ってください。

(1) 集団指導（動画）より動画視聴を行う。（YouTubeでの視聴。）

※「4 サービス別資料」については、該当サービスの視聴をお願いします。

※動画視聴の際に、併せて集団指導（資料）を確認することをお勧めします。

(2) 関連資料等リンクより自己点検シート等の確認を行う。

令和4年度集団指導について

資料等確認報告

動画視聴後に「船橋市オンライン申請・届出サービス」より資料等確認報告をお願いします。資料等確認報告をもって、令和4年度の集団指導への出席とします。

※事業所で複数サービスを提供されている場合は、報告サービス区分ごとの報告を行ってください。

例：

介護老人福祉施設と通所介護の指定がある場合 → 別々に報告が必要です。

訪問介護と居宅介護支援の指定がある場合 → 別々に報告が必要です。

「船橋市オンライン申請・届出サービス」

【介護保険サービス事業者等】令和4年度集団指導資料等確認報告（指導監査課宛）

URL：https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1880

介護保険サービス 訪問・通所系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P5）

2 各種お知らせ等（P9）

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P27）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P41）
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P42）
- 4 危機管理課からのお知らせ（P44）
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P47）

4 サービス別資料

- ・全サービス共通（P60）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P65）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P73）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P80）
- ・通所リハビリテーション（P88）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P92）
- ・居宅介護支援（P98）

指導とは

介護給付、予防給付及び第1号事業支給費の支給に係る指定居宅サービス及び指定施設サービス等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、法令の適合状況等を確認し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保並びにその利用者及び入居者等の保護及び保険給付等の適正化を目的とします。

指導の方法

① 集団指導

必要な指導の内容に応じ、サービス事業者に向けて、講習等の方法により行います。

② 運営指導（旧称：実地指導）

介護保険法第23条に基づき、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実施します。

監査とは

指定基準違反等により、介護保険法第5章及び第6章に規定する勧告、命令、指定及び許可の取消等に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を採ることを主眼とします。

監査の方法

サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行います。

適切な事業運営

運営基準自己点検シート

指定居宅サービス（介護予防・総合事業含む。）、指定居宅介護支援、指定地域密着型サービス（介護予防含む。）事業者における人員・設備・運営等について、下記のとおり運営基準自己点検シートを船橋市ホームページ上で公開しておりますので、各事業所においては、本シートを積極的に利用し適切な事業運営を行ってください。

指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/07/p041124.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>指導監査等>指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）

介護保険サービス 訪問・通所系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P5）

2 各種お知らせ等（P9）

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P27）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P41）
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P42）
- 4 危機管理課からのお知らせ（P44）
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P47）

4 サービス別資料

- ・全サービス共通（P60）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P65）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P73）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P80）
- ・通所リハビリテーション（P88）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P92）
- ・居宅介護支援（P98）

非常災害対策①

社会福祉施設等における非常災害対策

近年、地震・風水害（台風・浸水）等による甚大な被害が発生しており、日ごろの非常災害対策が求められております。

①非常災害時の対応等について、日ごろからの情報収集及び非常災害対策等に努めていただきますようお願いいたします。

【社会福祉施設等における非常災害対策等に関するポータル（船橋市ホームページ）】
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p062666.html

②災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握を円滑に行うため、災害発生時にご報告をお願いいたします。（※災害発生時には、利用者、従業者等の安全確保対策を行った上での報告をお願いいたします。）

【災害発生時の社会福祉施設等の被災状況の報告について（船橋市ホームページ）】
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p055386.html

非常災害対策②

社会福祉施設等における非常災害対策

③災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集できるよう、緊急連絡先等の登録・変更をお願いします。

【社会福祉施設等の被災状況の把握等に係る緊急連絡先等の登録について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p063030.html

感染症予防等①

高齢者福祉施設等で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合（感染が疑われる場合）の対応について

新型コロナウイルス感染症発生時において、市と事業者等が連携を図り、早めの感染拡大防止に努める必要があります。感染が疑われた利用者等が検査を受けることとなった場合及びその後陽性と判定された場合、下記船橋市ホームページに掲載している感染症発生連絡票等の提出をお願いいたします。

※平常時より、利用者、従業員の日々の検温の実測値及び平熱等の健康観察の確認、記録の徹底をお願いいたします。

【高齢者福祉施設等で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合（感染が疑われる場合）の対応について（船橋市ホームページ）】

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p080769.html>

感染症予防等②

高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を掲載しておりますので、ご確認ください。

【社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p076527.html

高齢者虐待防止

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等について、高齢者虐待を未然に防止するための対策等をお願いします。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p070949.html

サービス提供中の交通マナー等①

事業所車両の駐停車

サービス提供中の事業所車両の駐停車については、他の車両や歩行者の通行を妨げないような安全な場所に停車することが望ましいと考えられます。しかし、利用者の身体状況や道路状況等から、そのような場所に停車することが困難である場合は、サービス提供にあたる従業者を増員するなど、利用者の安全の確保及び他の車両等に迷惑のかけられないようご配慮願います。

また、駐車についても交通法規の遵守をし、近隣住民等の迷惑にならないようご対応をお願いいたします。

事業所内での管理

管理者は、運転者の適性の把握や、当日の運転者の体調状況を確認し、運転業務に係る安全管理に努めてください。（風邪、発熱、前日の深酒等）

また、事業所内でヒヤリハット事例の情報共有を図るなど、従業者全員での取り組みをお願いいたします。

サービス提供中の交通マナー等②

交通マナー等に係るお知らせ

サービス提供中の交通マナー等について、過去に発出したお知らせを船橋市ホームページに掲載しております。ご確認ください。

【令和4年度 介護保険事業者へのお知らせ（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoku/fukushi_kosodate/001/05/p103294.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項>令和4年度 介護保険事業者へのお知らせ
>令和4年10月19日 【事務連絡】介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について

【令和元年度 介護保険事業者へのお知らせ（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoku/fukushi_kosodate/001/05/p069059.html

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者
> 高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項 > 令和元年度 介護保険事業者へのお知らせ
> 平成31年4月2日 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内

事故発生時の対応

市への事故報告

サービス提供中の事故について、下記の事例のような事故も発生しておりますのでご注意ください。また、事故発生時には事故報告が必要となる場合がありますので、該当する場合は市へのご報告をお願いします。

【介護保険事業に係る事故報告（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p016596.html

（事故の例）

- ・見守り、転倒リスク把握が不十分であることによる転倒。（利用者が無理に立ち上がろうとし転倒した、手すりをつかみ損ね転倒した、イスや窓枠等をよじ登ろうとし転倒した、衣服の着脱時に転倒した、電源コードに足をとられて転倒した等の事例あり。）
- ・誤薬（対象者誤り、時刻・用法誤り）、落薬。
- ・送迎車の中に利用者を取り残し、降車させるのを忘れた。（市外では死亡事例発生）
- ・車いすごと乗車するタイプの車両の固定器具を付け忘れ、車いすのブレーキのみをかけて発車させたことにより、車いすごと後ろに転倒した。等

介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法

船橋市ホームページにて、介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法について掲載しています。

介護保険制度における指定事業者は、法令等の規定に基づき適切な事業運営を行う必要があります。本集団指導資料に掲載のない基準等も多数ございますので、ご確認ください。

【介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p046708.html

船橋市オンライン申請・届出サービス

オンライン申請での申請方法

各種申請・届出等の一部申請等について、「船橋市オンライン申請・届出サービス」を使用しての申請が行えるようになりましたので、ご活用ください。

【船橋市オンライン申請・届出サービス】

<https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/>

【利用できる申請】（令和5年1月現在）

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算に関する届出）
- ・ 変更届
- ・ 更新申請
- ・ 処遇改善加算等の計画書・実績報告書（PDF形式のみ）
- ・ 特定事業所集中減算算定表の提出（紹介率が80%を超えた場合）
- ・ 運営指導に係る資料提出
- ・ メールアドレスの登録・変更
- ・ 被災状況の報告
- ・ 緊急連絡先の登録

申請・届出等①

申請・届出等に係るホームページ

申請・届出等に係る船橋市ホームページを掲載しております。必要に応じて適切に申請・届出等を行って下さい。

加算に関する届出

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018130.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001860.html

変更に関する届出

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018136.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001857.html

申請・届出等②

指定更新手続き

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018041.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p065212.html

休止届・廃止届・再開届の手続き

【居宅サービス・居宅介護支援・地域密着型サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p020503.html

申請・届出等③

介護予防・日常生活支援総合事業の申請等

【指定申請及び各届出について】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/04/p041291.html

業務管理体制整備に係る届出

令和3年4月1日より、介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が一部変更となり、指定事業所が船橋市内にのみ所在する事業者は、船橋市が届出先となります。すでに千葉県等に届出を行っている場合は、新たな届出の必要はありません。

また、事業所名称及び所在地等の変更の場合は業務管理体制の届出が必要な場合があります。詳細は下記市ホームページをご確認ください。

【介護サービス事業者の業務管理体制の整備について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p026732.html

処遇改善加算等

令和4年10月より、介護職員等ベースアップ等支援加算が追加されました。
介護職員処遇改善加算等のお知らせ、届出、既存計画の内容変更の届出及び実績報告
については下記市ホームページを確認してください。

※算定事業所は年度毎に計画書及び実績報告書の提出が必要となります。

【処遇改善加算等について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p071540.html

各種届出等に関する問い合わせ・提出先

各サービスごとの担当係及び提出先については、下記市ホームページをご確認ください。

【指導監査課サービス別担当係の確認について（障害福祉サービス・介護保険サービス等）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p063190.html

メールアドレスの登録

メールアドレスの登録にご協力下さい

指導監査課では、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所等に対して、原則メールによる情報提供を実施しております。サービスごとに行うメールアドレスの新規及び変更登録の手順については下記市ホームページをご確認していただき、登録にご協力下さい。

【メールアドレスの登録について（介護サービス事業所・居宅介護支援事業所）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p048509.html

【登録方法】

・下記アドレス又は、QRコードより船橋市オンライン申請・届出サービスからのメールアドレスの登録をお願いします。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【【介護サービス事業所等】メールアドレスの登録・変更等（指導監査課宛）（船橋市オンライン申請・届出サービス）】

https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=86



介護保険サービス 訪問・通所系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P5）

2 各種お知らせ等（P9）

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P27）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P41）
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P42）
- 4 危機管理課からのお知らせ（P44）
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P47）

4 サービス別資料

- ・全サービス共通（P60）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P65）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P73）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P80）
- ・通所リハビリテーション（P88）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P92）
- ・居宅介護支援（P98）

介護報酬の請求について

概要

国保連合会では、毎月、サービス提供事業者からの請求情報、居宅介護支援事業者からの給付管理票、そして保険者からの受給者台帳情報により、介護報酬の審査・支払いを行っております。

近年、請求誤りによる過誤申立や国保連での審査エラーによる返戻の相談件数が増加しています。介護報酬の請求事務にあたりましては、**各事業者における請求前確認の徹底**をお願いいたします。

なお、過誤調整を行う場合は、指定の過誤申立書を、各月期日までに市に提出してください。
〈過誤申立様式〉

(介護給付費過誤申立書／過誤申立書 (総合事業用))

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/001/p012831.html>

請求事務に係る留意事項

- ✓ 国保連の審査で使用する保険者の受給者台帳情報は、前月末時点の情報です。
(例) 12月に11月の要介護状態の認定結果が出た場合、その要介護区分の情報は12月審査で国保連の使用する受給者台帳情報には登録されません。
- ✓ 介護保険料滞納による「**給付額の減額**」及び「**支払い方法の変更**」適用中の利用者については、利用者負担等が通常と異なります。サービス提供前に利用者に「被保険者証」や「負担割合証」の提示を求める等により、利用者情報を確認いただきますようお願いいたします。

負担限度額認定について

概要

介護保険施設やショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）を利用した場合の食費・居住費（滞在費）は利用者負担となりますが、低所得の人のサービス利用が困難とならないよう、食費・居住費等については負担限度額が設けられています。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は特定入所者介護サービス費として介護保険給付から給付します。

制度の詳細は下記船橋市ホームページも併せてご確認ください。

〈介護保険施設での食費・居住費（滞在費）の軽減について〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010098.html>

負担限度額認定申請に係る留意事項

- ✓ 認定の有効期間は申請のあった月の1日まで遡ることができます。サービス提供にあたっては、事前に「負担限度額認定証」により「適用開始日」等の確認をお願いします。
- ✓ 負担限度認定者が生活保護を廃止した場合、以降の負担限度認定には改めて介護保険課に申請が必要です。
- ✓ 年度途中で市民税の修正をした場合、修正後の課税状況で審査するには、修正後に介護保険課に申請が必要です。
- ✓ 負担限度認定者が転居により、保険者が変更になった場合、保険者ごとに申請が必要です。

負担限度額認定について

対象となる人（市への申請が必要です）

次のすべてに該当する人

◆市民税非課税世帯に属していること

（ただし、住所が異なる配偶者※1が市民税課税である場合には対象外です。）

◆預貯金等※2の金額が、次の表の要件を満たすこと

利用者負担段階		預貯金等の金額（65歳以上）
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 （配偶者と合わせて2,000万円以下）
第2段階	年金収入額※3とその他の合計所得金額の合計が年間80万円以下	650万円以下 （配偶者と合わせて1,650万円以下）
第3段階①	年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円を超え120万円以下	550万円以下 （配偶者と合わせて1,550万円以下）
第3段階②	年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間120万円超	500万円以下 （配偶者と合わせて1,500万円以下）

65歳未満の人は年金収入額等にかかわらず1,000万円以下（配偶者と合わせて2,000万円以下）

※1 配偶者には、事実上の婚姻関係にある者を含みます。

※2 有価証券や現金（タンス預金）等も含みます。

※3 年金収入額は、非課税年金（遺族年金、障害年金等）を含みます。

負担限度額認定について

負担限度額および基準費用額（1日あたり）

		食費		居住費			
		介護保険施設	ショートステイ	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
基準費用額※		1,445円		2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)
利用者負担段階	第1段階	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
	第2段階	390円	600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
	第3段階①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
	第3段階②	1,360円	1,300円				

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※基準費用額とは、施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して定められる額です。

高額介護（介護予防）サービス費

概要

利用者が同じ月に受けた介護保険サービス費の利用者負担の世帯合計額が利用者負担上限額を超えた場合、申請により超えた部分を支給します。

なお、総合事業の介護予防・生活支援サービスを利用した分が該当した場合は、「高額介護予防サービス費相当事業費」として支給します。

制度の詳細は下記船橋市ホームページも併せてご確認ください。

〈高額介護（介護予防）サービス費について〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010101.html>

高額医療合算介護（介護予防）サービス費

概要

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療）における世帯内で、**医療保険および介護保険の両制度における自己負担の合計額**（毎年8月～翌年7月までの総額）が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分の金額を支給します。

・自己負担額の合計額とは

医療保険の高額療養費および介護保険の高額介護（介護予防）サービス費等の適用を受けた後の自己負担の合計額。

※ただし、認知症訪問支援サービス、福祉用具購入費、住宅改修費および利用者が負担する食費、居住費、日常生活費は含みません。

〈高額医療・高額介護合算制度について〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010102.html>

船橋市利用者負担助成制度

概要

対象となるサービスを利用した場合、利用者負担額（保険給付分）の4割を助成し、利用者負担軽減及び居宅サービスの利用促進を図るための制度です。

制度の詳細は下記船橋市ホームページをご確認ください。

〈利用者負担助成制度〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010100.html>

対象となるサービス

- 訪問介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○訪問入浴介護 ○通所介護
- 通所リハビリテーション ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○福祉用具貸与
- 夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護 ○認知症訪問支援サービス ○地域密着型通所介護
- 介護予防訪問型サービス ○介護予防生活支援サービス ○介護予防通所型サービス
- 介護予防運動機能向上デイサービス ○介護予防ミニデイサービス

＜対象となるサービスに介護予防がある場合は、それらも対象になります。＞

対象となる人（市への申請が必要です。）

次のすべてに該当する人

- ◆年間収入が単身世帯で150万円以下（同一住所の世帯人数が1人増えるごとに+50万円）
 - ◆預貯金等が単身世帯で350万円以下（同一住所の世帯人数が1人増えるごとに+100万円）
- ※生活保護や給付制限（保険料滞納者への措置）を受けている人は**助成対象外**です。

認知症訪問支援サービス

概要

特に問題行動等が見受けられる認知症高齢者等の在宅での生活を継続するために必要なサービスであって、介護給付の訪問介護等では給付対象外のサービス行為について、認知症訪問支援サービスとして給付することにより、在宅生活の継続および介護者の負担軽減を図る制度です。

制度の詳細は下記船橋市ホームページをご確認ください。

〈認知症訪問支援サービスについて〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/006/p010118.html>

対象となるサービス

①不穏の解消

訪問介護提供時に、認知症による心理症状等によりサービスの提供が困難となる場合に、本人の気持ちを落ち着かせる行為。

②搜索等

訪問介護等の提供のために訪問した際に、徘徊により本人がいない場合や、鍵がかかって家に入れない場合に、徘徊の搜索や家族・ケアマネジャー等と連絡をとるなどの行為。

③介護者不在時等の見守り

常に見守りが必要な状態の者に対する介護者が不在の場合や、在宅中であっても見守りが困難な場合の、訪問介護員による見守り。

④外出時の同行支援

常に見守りが必要な状態の者に、通院等の外出介助を介護者である家族が行う場合に、当該外出に係る家族の不安を解消するために、訪問介護員が同行する行為。

サービス提供にあたっての留意事項

- ✓ 当該サービスを担当ケアマネジャーが事前に居宅サービス計画に位置付ける必要があります。
- ✓ 認知症訪問支援サービスを提供する事業所は、介護保険の訪問介護事業者であって、事前に介護保険課への事業者登録が別途必要です。
※事業所の登録については船橋市ホームページをご確認ください。
- ✓ 訪問介護事業者は当該サービスを提供した際には、提供日・内容について、利用者の居宅サービス計画等を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載してください。なお、訪問介護に係る事項について記載する書面に併せて記載する場合は、その区別ができるよう記載してください。
- ✓ 訪問介護事業者は、提供した具体的なサービス内容等を記録してください。なお、訪問介護に係る事項について記載する書面に併せて記載する場合は、その区別ができるよう記載してください。

訪問介護によるサービスの取扱いについて

概要

介護保険における訪問介護では、下記のようなサービス内容については、原則、介護給付の算定対象外となります。しかしながら、適切なケアマネジメントの結果、利用者の個別な状況等により訪問介護によるサービス提供が必要と判断される場合、算定可能となる場合があります。

つきましては、当該サービス内容の取扱いに係る船橋市の見解を船橋市ホームページに掲載しておりますので、今後のサービス提供にご活用いただきますようお願いいたします。

サービス内容

〈訪問介護による散歩の取扱いについて〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p083523.html>

〈同居家族のいる場合の生活援助サービスの取扱いについて〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p075471.html>

〈訪問介護による院内介助の取扱いについて〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p083525.html>

生活援助中心型サービスにおける訪問回数が多いケアプランの届出

概要

平成30年10月1日より、一定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を居宅サービス計画に位置付ける場合、市への提出が必要となっておりますので、遺漏のないようご対応お願いいたします。

届出の詳細については、下記船橋市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/001/p066126.html>

船橋市のケアマネジメントに関する基本方針

概要

介護支援専門員は介護保険法並びに関係法令等を遵守し、制度全般の専門的な知識と利用者への深い理解により、自立支援・重度化防止に資することを目的としたケアマネジメントを行う必要があります。

この介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を保険者と介護支援専門員で共有することを目的とし「船橋市のケアマネジメントに関する基本方針」を平成30年11月に作成しました。

つきましては、本基本方針の内容を踏まえ、ケアマネジメントを実施していただきますようお願いいたします。

制度の詳細は下記船橋市ホームページも併せてご確認ください。

〈船橋市のケアマネジメントに関する基本方針〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/001/p066129.html>

基本方針の内容

- ◆ 居宅介護支援に関する基本方針
- ◆ 介護予防支援に関する基本方針
- ◆ 船橋市のケアプラン点検について

介護保険サービスの暫定利用について

概要

介護保険の要介護状態区分の判定には、通常1ヶ月程度いただいております。

しかしながら、利用者の状態像によっては、認定結果を待つことなくサービスの利用が必要となるケースもあることから、認定の決定前であっても暫定ケアプランを基に介護（予防）サービスの利用が可能となっております。

認定結果が非該当になった場合の問題等もありますが、急を要する場合は、本人・家族等の意向を踏まえて、介護保険制度の説明を十分に行っていただいたうえで、サービスの暫定利用をご検討いただきますようお願いいたします。

留意事項

- ✓ 要介護認定を申請した被保険者から暫定でのサービス利用について依頼があった場合、例えば、当該被保険者が明らかに要支援認定になると見込まれるときには、担当地域包括支援センターに暫定ケアプランの作成を依頼するなど、利用者が介護保険サービスの暫定利用ができるよう連絡・調整にご協力をお願いいたします。
- ✓ 暫定でサービスを利用する場合は、仮に認定が異なった場合を想定し、介護予防サービス及び介護サービスの両方の指定を受けている事業者にサービス提供を依頼するなど、利用者へ適切に給付がなされるよう、ご対応をお願いいたします。

〈参考：平成18年4月改定関係Q&A（vol.2） 問52〉

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）

令和4年4～9月の電気・ガス料の利用総額に応じた助成金を交付します

コロナ禍における物価高騰対策として、エネルギー料金の高騰による影響を受けている市内事業者の事業継続を支援するため、市独自の助成金を交付します。

【助成額】

令和4年4月～9月分の電気料・ガス料の利用総額		一事業所あたり 助成額
3万円以上	9万円未満	1万円
9万円以上	15万円未満	3万円
15万円以上	30万円未満	5万円
30万円以上	45万円未満	10万円
45万円以上	60万円未満	15万円
60万円以上	75万円未満	20万円
75万円以上	90万円未満	25万円
90万円以上	105万円未満	30万円
105万円以上	120万円未満	35万円
120万円以上	135万円未満	40万円
135万円以上	150万円未満	45万円
150万円以上	165万円未満	50万円
165万円以上	180万円未満	55万円
180万円以上		60万円

【助成対象事業所】

介護保険法・老人福祉法・高齢者居住法関連	居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護保険施設、地域包括支援センター（介護予防支援含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
障害者総合支援法関連	障害福祉サービス、相談支援
児童福祉法・認定こども園法・学校教育法関連	障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、病児保育事業、母子生活支援施設、保育所、認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く）、認定こども園、幼稚園
市場業務条例関連	卸売業務、仲卸業務、関連事業

※上記以外の業種の中小企業・個人事業者は、船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）の対象となります。

【申請受付期間】

令和4年11月中旬～令和5年2月28日

※受付開始日が決定しましたら、市ホームページ（右下二次元コード参照）でお知らせします

助成金の詳細（要件、申請方法等）は、
右の二次元コードにアクセスするか、下記問合せ先までご連絡ください。



問合せ先：船橋市商工振興課 TEL：047-436-2472 Email：shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

～ 船橋市介護サービス事業所等事業費補助金 ～

食事提供に係る費用・燃料費（ガソリン代）の補助金を交付します

コロナ禍における物価高騰対策として、食材料費や車の燃料費の高騰による影響を受けている市内介護サービス事業所等に食事提供に係る費用及び燃料費（ガソリン代）について補助金を交付いたします

【補助額】

食事提供に係る費用：令和3年度決算額×4.0%×1/2（半年分）
 燃料費（ガソリン代）：令和3年度決算額×4.5%

【補助対象事業所】

- (1)令和4年9月末日までに市内で補助対象事業所を運営し、今後も継続して当該事業所を運営する意思を有すること
- (2)市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること

食事提供に係る費用

○広域型施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

○居宅サービス

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護

○地域密着型サービス

地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

燃料費（ガソリン代）

上記に加え、

○居宅サービス

居宅介護支援、介護予防支援、地域包括支援センター、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション

【必要書類】

- (1)申請者基本情報
- (2)交付申請書
- (3)令和3年度の決算額がわかるもの
- (4)委任状 ※申請者と口座名義人が異なる場合

【申請方法・受付期間】

市ホームページより必要書類をダウンロードし下記まで郵送
 令和5年2月28日（火曜日）まで（消印有効）

【問い合わせ先】

船橋市介護保険課総務係

住所：〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25

TEL：047-436-2164（月～金 9時～17時 ※土日祝、12/29～1/3を除く）

E-Mail：kaigohoken@city.funabashi.lg.jp

【市ホームページ】

「トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者
 > 高齢者福祉サービス事業者
 > 高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項
 > 船橋市介護サービス事業所等事業費補助金」



しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法では

なにもと

何が求められるのですか？

「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき^(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること[※]）を求めています。

※ 言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

※障害者差別解消法が改正され、事業者も合理的配慮の提供が義務化されます。改正法は公布日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことではありません。
身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他の心や体のはたらきに障害（難病に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です（障害児も含まれます）。

対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

船橋在宅医療ひまわりネットワークの取り組み

○船橋在宅医療ひまわりネットワークとは？

平成25年に設立された、28の医療・介護関係団体及び行政（船橋市）で組織する任意団体です。在宅医療の充実と医療・介護の連携を推進するために、「船橋市における在宅医療・介護連携の心得」や「ひまわりシート」、「ひまわりマップ」の作成や、専門職向けの研修会・市民向けの市民公開講座の開催等に取り組んでいます。詳しくは右のコードより

ホームページをご覧ください。



船橋市における在宅医療・介護連携の心得

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域包括ケアシステムを構築することが急務であり、在宅医療の推進が重要となります。医療・介護がこれまで以上に連携し、情報の共有を図り的確で迅速な対応を行うことこそ最優先と考えます。

そこで、船橋在宅医療ひまわりネットワークでは、医療・介護連携を円滑に行うべく、医療・介護関係者の皆様から入院退院における困りごとを聞き、これを解決するために必要な取組を「心得」と位置付け、基本的な行動等を明示することいたしました。

そして、この「心得」作成の主たる目的は、本人が希望する生活が送れるよう、できる限り在宅に戻ることを叶えることにあります。

私たちが、看取りも含め本人が望む暮らしができるように、『生きるための生を見つめ、尊厳を持って生きられるよう支後や環境づくりを行うこと目指します。

この心得が皆様の連携のあり方を考える一助となれば幸いです。

平成28年3月
船橋在宅医療ひまわりネットワーク
代表 五元 弘次
副代表 杉田 隆（顔の見える連携づくり委員会リーダー）

※、この心得では「本人はすでに介護認定を受けており、ケアマネジャーがついていること」が前提となっております。

・本文①～④までの数字は、別添の心得フローと連動しており、数字の色は在宅型（医療→青色、介護→緑色、本人・家族→緑色）、病院側→黄色、共通項目→黄色の色で示されています。

この心得で扱う
・在宅型とは「かかりつけ医（資料医含む）、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー、リハビリ、介護サービス事業者など、在宅で在宅型ケアを受ける本人と医師が連携する体制」を指します。
・かかりつけ医とは「通院や訪問診療を含む、普段本人が年1回からクリニック等の医師を指します。
・病院側とは「病院医師の様々な職種の方々を指します。問合せ先は各病院によって様々であるため、この心得の中でお答えできずご了承下さいませ。
・本人とは「介護サービス利用者本人や遺族の方を指します。

この心得についてご意見等ございましたら下記のお問合せ先までご連絡下さい。

【お問合せ先】
船橋在宅医療ひまわりネットワーク事務局（船橋市船橋 健康政策課 地域包括ケア推進室）
〒273-8501 千葉県船橋市市場町2丁目10番25号
電話：047(436)2354 FAX：047(436)2409

船橋在宅医療ひまわりネットワーク（平成28年3月作成）

ひまわりシート

※「ひまわりシート」とは
「船橋在宅医療ひまわりネットワーク（※）」では、在宅医療を受けているご本人・ご家族のいざという時の安心のために、この「ひまわりシート」を作成しました。

「ご本人の情報」、「緊急時の連絡先」や「緊急時の対応方法」について、あらかじめ医療・介護関係者やご本人・ご家族とよく相談のうえ、シートに記入し、ケースに入れ冷蔵庫の中に保管することで、

- ①熱が出た場合や痛みが強い場合などでも、ご本人・ご家族が「緊急時の対応方法」を見ることができ、**慌てずに対応することが出来ます。**
- ②緊急入院する場合に、シートを病院に渡すことで、**重要な情報を的確に伝えることが出来ます。**
- ③ご本人がとりまわりの場合などでも、**救急隊がシートの内容を確認することで、迅速な救急活動に活かすことが出来ます。**

（※）船橋在宅医療ひまわりネットワークとは、平成25年に設立された、医療・介護関係団体及び行政（船橋市）で組織する任意団体です。今後の急速な高齢化に備え、地域包括ケアシステムの核となる在宅医療の充実と医療・介護の連携を推進するため活動を行っています。

（活用例）

① 救急通報
ひまわりシートがあることを示すステッカー

② 発見・確認
救急隊員がひまわりシートから本人の情報を確認

③ 搬送
かかりつけの医療機関またはその他の病院へ搬送

船橋在宅医療ひまわりネットワーク

「ひまわりマップ」

「在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション実施状況一覧」

発行：船橋在宅医療ひまわりネットワーク
事務局：船橋市健康・高齢生活推進課 地域包括ケア推進室
TEL: 047-436-2882 FAX: 047-436-2885
Email: hokatsu-care@city.funabashi.lg.jp

令和4年2月発行

船橋市高齢者まちかど案内所事業

船橋市内の介護保険事業所、薬局、接骨院・整骨院、はり・きゅう・マッサージ施設等に協力を依頼し、市民に対して主に介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口の情報を提供してもらう事業（無償協力事業）です。協力いただく事業所には右のステッカーを配付しております。詳しくは、市のホームページをご覧ください。右のコードからもご覧いただけます。



みまもりあいプロジェクト

市では、認知症高齢者等が行方不明になった場合に備え、（一社）セーフティネットリンケージと「みまもりあいプロジェクト」に関する協定を結び、同社が提供するスマートフォン用アプリ「みまもりあいアプリ」を使った情報共有を推進しています。協力者（みまもる人）を募集しています。詳しくは市のホームページをご覧ください。右のコードからもご覧いただけます。



問い合わせ先：地域包括ケア推進課 ☎047-436-2558

地域包括ケア推進課からのお知らせ

避難行動要支援者の避難行動に関する制度的な流れについて

平成25年度災害対策基本法改正の概要

平成7年に起きた阪神淡路大震災や平成16年の風水害を契機に、災害時に助けが必要な「災害時要援護者」の避難支援についてガイドライン等が制定され整備が進められてきました。その後、平成23年に東日本大震災が発生したことにより、平成25年度に災害対策基本法の改正が行われ、これまで使われてきた「災害時要援護者」という名称から「避難行動要支援者」に変わっていきました。

避難行動要支援者名簿規定の創設

平成25年度の災害対策基本法の改正により、「避難行動要支援者名簿」の作成や避難支援等関係者への情報提供等の規定が設けられました。船橋市でも平成28年度に名簿が作成され、その中で情報提供に同意した方のみを支援者関係者等に共有しています。また、市で行われる総合防災訓練においても、「避難行動要支援者名簿」を使用した訓練を行っています。

[避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要]

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/pdf/hinansien-gaiyou.pdf>

避難行動要支援者の避難行動に関する制度的な流れについて

令和3年度災害対策基本法の改正の概要

令和元年度に起きた台風19号等では高齢者や障害を持った方の犠牲が多かったことを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法の改正が行われました。改正では避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を行うことを市町村の努力義務とし、福祉避難所への直接避難の促進が明示化されました。

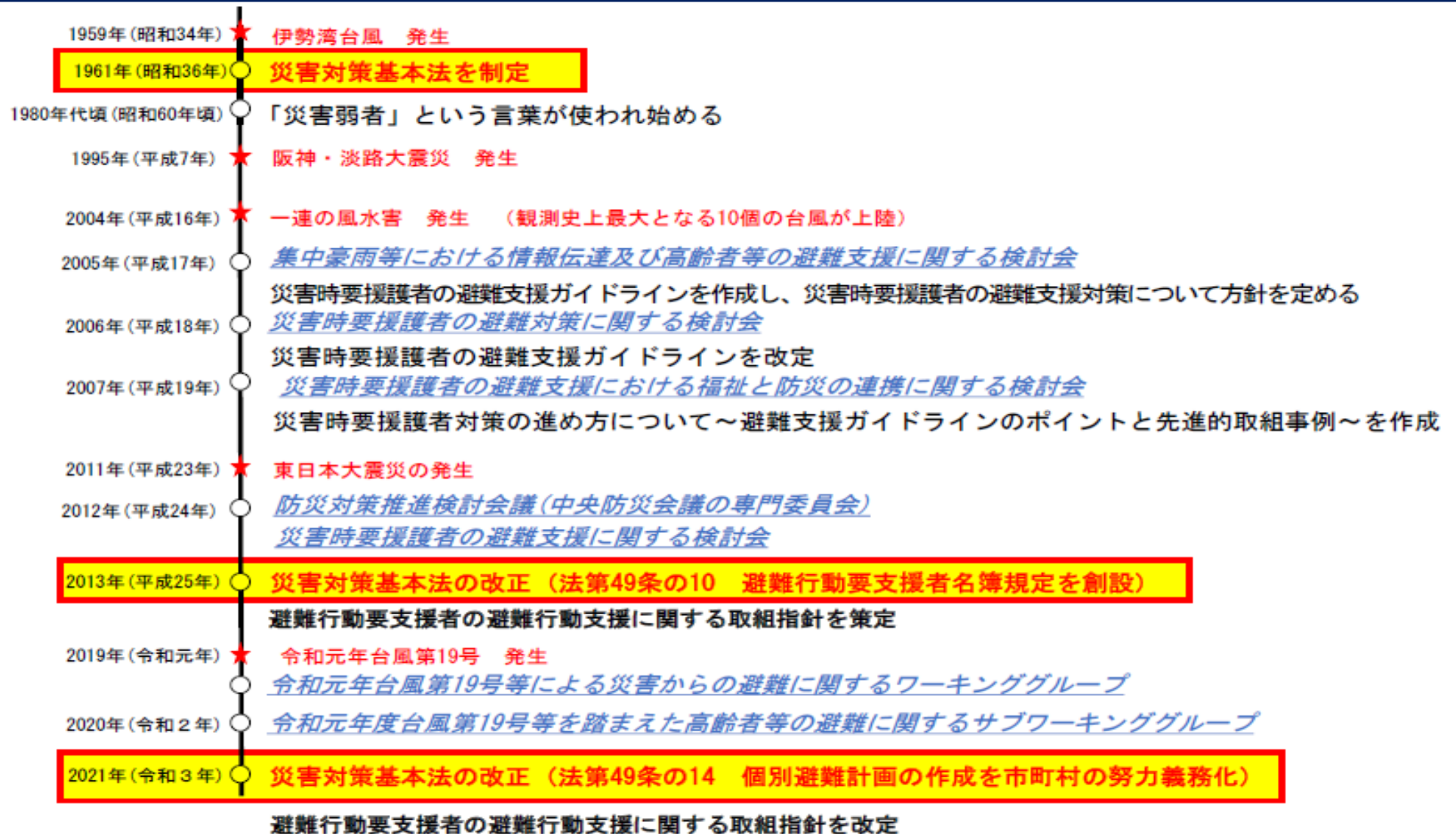
個別避難計画の策定について

「個別避難計画」とは高齢者や障害を持った方の災害時の避難支援等を実効性のあるものにするために作成するものとなります。船橋市でも今後、日頃より支援を行っていただいている福祉専門職の方の意見も取り入れながら作成を行う予定です。

[令和4年度 個別避難計画作成モデル事業（概要）]

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/r4modeljigyo.pdf>

避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ



[避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ]

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/yoshiensha.html>

介護労働者の労働条件の 確保・改善のポイント

Point ● 労働時間の適正な取扱いを徹底しましょう → 労働基準法第32条など

- ・ 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。
- ・ 特に、次のような時間について、労働時間として取り扱っていない例がみられますが、労働時間として適正に把握、管理する必要がありますので留意してください。
 - 交替制勤務における引継ぎ時間
 - 業務報告書等の作成時間
 - 利用者へのサービスに係る打ち合わせ、会議等の時間
 - 使用者の指揮命令に基づく施設行事等の時間とその準備時間
 - 研修時間 ←

研修時間については、使用者の明示的な指示に基づいて行われる場合は、労働時間に該当します。

また、使用者の明示的な指示がない場合であっても、研修を受講しないことに対する就業規則上の制裁等の不利益な取扱いがあるときや、研修内容と業務との関連性が強く、それに参加しないことにより本人の業務に具体的に支障が生ずるなど実質的に使用者から出席の強制があると認められるときなどは、労働時間に該当します。

※ 訪問介護労働者特有の移動時間等については、II Point 3 参照



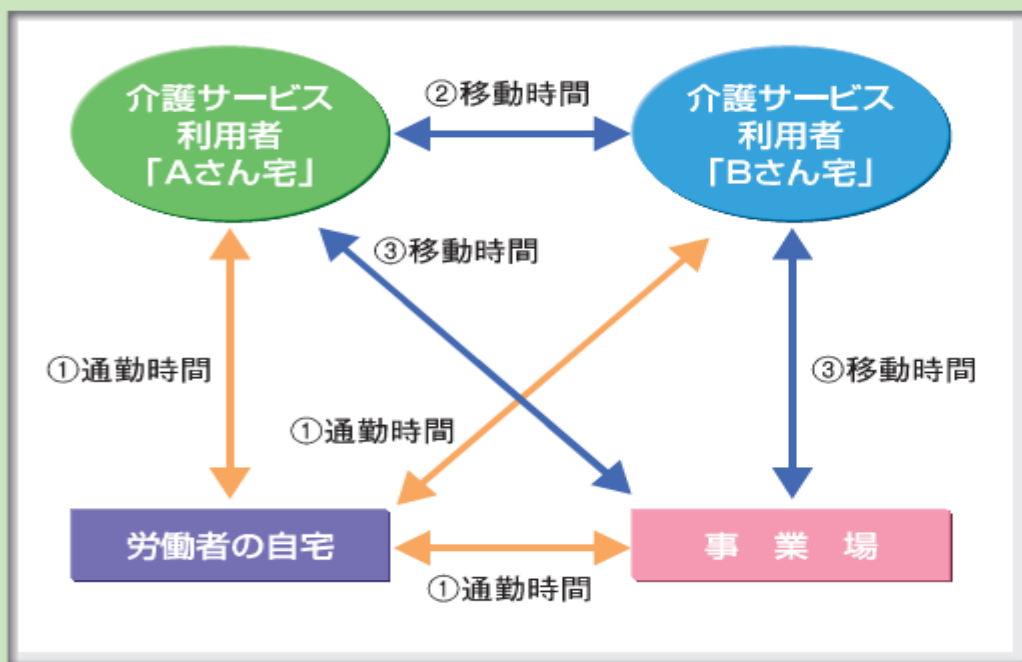
Point

移動時間等が労働時間に当たる場合には、これを労働時間として適正に把握しましょう

➡ 労働基準法第32条ほか

- ・ 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。
- ・ 移動時間、待機時間等についても、以下のような場合には労働時間に該当し、使用者は適正にこれを把握、管理する必要があります。※ I(3) Point 1 参照

○ 移動時間の考え方

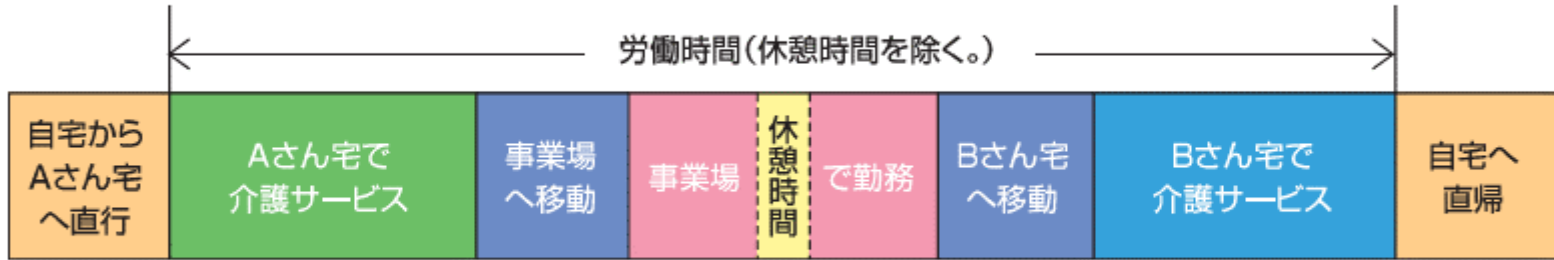


移動時間とは、事業場、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間については、使用者が業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当します。

なお、通勤時間(左の例では①)はここでいう移動時間に該当しません。

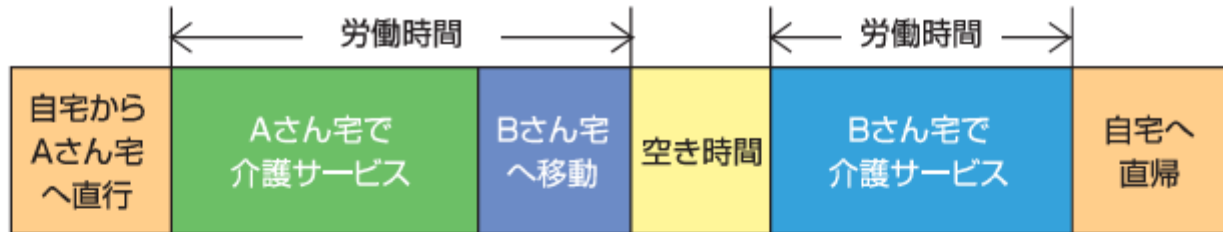
具体的には、指揮監督の実態により判断するものであり、例えば②又は③の移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には、労働時間に該当するものと考えられます。

ケースA



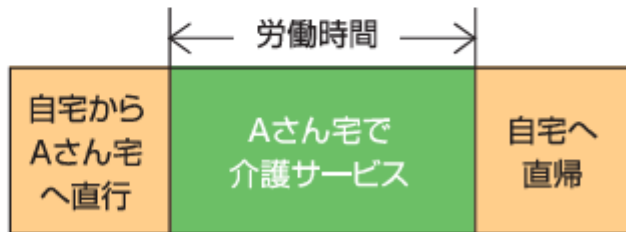
このケースでは、Aさん宅での介護サービス開始時刻から、Bさん宅での介護サービス終了時刻までの時間のうち、休憩時間を除いたものが労働時間となります。

ケースB



このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間、Bさん宅への移動時間及びBさん宅での介護サービス提供時間が労働時間となります。移動時間はBさん宅への移動に要した時間であり、それ以外の「空き時間」については、その時間には労務に服する必要がなく、労働者に自由利用が保障されている限り、労働時間として取り扱う必要はありません（Aさん宅での介護サービス終了時刻からBさん宅での介護サービス開始時刻までの時間すべてを労働時間として取り扱う必要はありません。）。

ケースC



このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間のみが労働時間となります。



- 労働者を雇い入れた時には、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付により、明示しなければいけません。



○ 明示すべき労働条件の内容

書面で明示すべき労働条件の内容

- 労働契約の期間(期間の定めの有無、定めがある場合はその期間)
- 更新の基準(Point 2 参照)
- 就業の場所・従事する業務の内容
- 労働時間に関する事項(始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩、休日、休暇等)
- 賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項
- 退職に関する事項(解雇の事由を含む)

その他明示すべき労働条件の内容

- 昇給に関する事項
- 退職手当、臨時に支払われる賃金、賞与、労働者に負担させる食費・作業用品、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰・制裁、休職等に関する事項…**これらについて定めた場合**

○ 労働日(労働すべき日)や始業・終業時刻など下記①～③が月ごと等の勤務表により特定される場合の明示方法

勤務表により特定される労働条件

- ① 就業の場所及び従事すべき業務
- ② 労働日並びにその始業及び終業の時刻
- ③ 休憩時間



- 1) 勤務の種類ごとの①～③に関する考え方
- 2) 適用される就業規則上の関係条項名
- 3) 契約締結時の勤務表
について、書面の交付により明示しましょう

- 6か月契約、1年契約などの期間の定めのある契約(有期労働契約)を結ぶ場合には、契約更新の都度、労働条件の明示(書面の交付)が必要です。

- ・ 常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- ・ また、就業規則を変更した場合にも、労働基準監督署長に届け出てください。
- ・ 「10 人以上の労働者」には、介護労働者はもちろん、次の労働者の方も含まれます。
 - 事務職員、管理栄養士等、介護労働者以外の労働者
 - 短時間労働者、有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者



就業規則は、非正規労働者も含め、事業場で働く全ての労働者に適用されるものでなければなりません。

- 全労働者に共通の就業規則を作成する
- 正社員用の就業規則とパートタイム労働者用の就業規則を作成するなどにより、全ての労働者についての就業規則を作成してください。

○ 就業規則に規定すべき事項

必ず規定すべき事項

- ・ 労働時間に関する事項(始業・終業時刻、休憩、休日、休暇等)
- ・ 賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期、昇給に関する事項
- ・ 退職に関する事項(解雇の事由を含む)

定めた場合に規定すべき事項

- ・ 退職手当、臨時の賃金等、労働者に負担させる食費・作業用品、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰・制裁等に関する事項

Point

適正な内容の就業規則を作成しましょう

→ 労働基準法第92条

- ・ 就業規則の内容は、法令等に反してはなりません。
- ・ また、就業規則を作成しているのに、その内容が実際の就労実態と合致していない例がみられます。このような状況にあっては、労働条件が不明確になり、労働条件をめぐるトラブルにもつながりかねません。労働者の就労実態に即した内容の就業規則を作成してください。

○ 使用者が、就業規則の変更によって労働条件を変更する場合には、次のことが必要です。（労働契約法第10条）

- ① その変更が、次の事情などに照らして合理的であること。
労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況
- ② 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

Point

就業規則を労働者に周知しましょう

→ 労働基準法第106条

- ・ 作成した就業規則は、以下の方法により労働者に周知しなければなりません。
 - 常時事業場内の各作業場に掲示し、又は備え付けること
 - 書面を労働者に交付すること
 - 電子的データとして記録し、かつ、各作業場に労働者がその記録の内容を常時確認できるパソコン等の機器を設置すること
- ・ 労働者からの請求があった場合に就業規則を見せるなど、就業規則を労働者が必要なときに容易に確認できない方法では、「周知」になりませんので注意してください。



- ・ 時間外労働・休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署長に届け出る必要があります。
- ・ 労使は、36協定の内容が、限度基準に適合したものとなるようにしなければなりません。

時間外労働の限度に関する基準（限度基準：平成10年労働省告示第154号）の主な内容

○ 業務区分の細分化

容易に臨時の業務などを予想して対象業務を拡大しないよう、業務の区分を細分化することにより時間外労働をさせる業務の範囲を明確にしなければなりません。

○ 一定期間の区分

「1日」のほか、「1日を超え3か月以内の期間」と「1年間」について協定してください。

○ 延長時間の限度（限度時間）

一般の労働者の場合1か月45時間、1年間360時間等の限度時間があります。←

○ 特別条項

臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない「特別の事情」が予想される場合、特別条項付き協定を結べば限度時間を超える時間を延長時間とすることができますが、この「特別の事情」は、臨時的なものに限られます。

なお、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率は、法定割増賃金率(25%)を超える率とするように努める必要があります。

○ 適用除外

工作物の建設等の事業、自動車の運転の業務等、一部の事業又は業務には上記の限度時間が適用されません。

延長時間の限度 (限度時間)

①一般の労働者の場合

1週間 15時間

1か月 45時間

1年間 360時間 等

②1年単位の変形労働時間制※の対象者の場合

1週間 14時間

1か月 42時間

1年間 320時間 等

※ 対象期間3か月超

- ・ 時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめられるべきものであり、労使は、このことを十分意識した上で36協定を締結する必要があります。

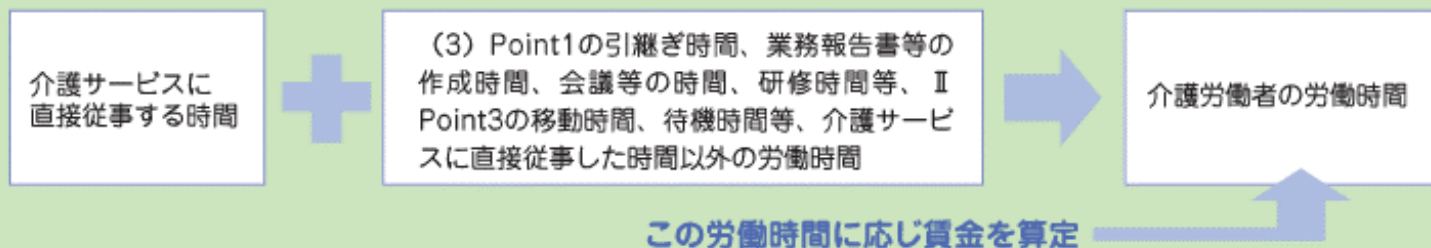
Point

労働時間に応じた賃金を、適正に支払いましょう

➡ 労働基準法第24条

- ・ 賃金は、いかなる労働時間についても支払わなければなりません。
- ・ 労働時間に応じた賃金の算定を行う場合(時給制などの場合)には、交替制勤務における引継ぎ時間、業務報告書の作成時間等、介護サービスに直接従事した時間以外の労働時間も通算した時間数に応じた算定をしてください。※(3)Point 1、ⅡPoint 3 参照

○ 賃金の算定の基礎となる労働時間



- ・ また、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させた場合には、休業手当を適正に支払わなければなりません。 ※ⅡPoint 2 参照

Point

時間外・深夜割増賃金を支払いましょう

➡ 労働基準法第37条

- ・ 時間外労働に対しては、25%以上(※)の割増賃金を支払わなければなりません。
※ 1か月に60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は50%以上です(中小企業については、当分の間、猶予されています。)
- ・ 深夜業(午後10時から午前5時までの労働)に対しては、25%以上の割増賃金を支払わなければなりません。
- ・ 休日労働に対しては、35%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

Point ● 非正規労働者にも年次有給休暇を付与しましょう → 労働基準法第39条

- ・ 非正規労働者も含め、6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、年次有給休暇を与えなければなりません。

○ 年次有給休暇の付与の要件

雇入日

6か月経過

全労働日の
8割以上出勤

例えば

契約期間
1か月

(更新)

契約期間
1か月

(更新)

契約期間
1か月

(更新)

契約期間
1か月

(更新)

契約期間
1か月

(更新)

契約期間
1か月

6か月継続勤務※
と判断される場合

年次有給休暇
の付与

※ 継続勤務とは在籍期間を意味し、継続勤務かどうかについては、勤務の実態に即し実質的に判断すべきものです。

- ・ 所定労働日数が少ない労働者に対しても、所定労働日数に応じた年次有給休暇を与える必要があります。

○ 年次有給休暇の日数

			雇入日から起算した継続勤務期間ごとの年次有給休暇日数						
週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数 ※	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上							
	4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※ 週以外の期間によって労働日数が定められている場合

○ 予定されている今後1年間の所定労働日数を算出し難い場合の取扱い

年次有給休暇が比例付与される日数は、原則として基準日（年次有給休暇付与日）において予定されている今後1年間の所定労働日数に応じた日数です。

ただし、予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えありません。したがって、例えば、雇入れの日から起算して6か月経過後に付与される年次有給休暇の日数については、過去6か月の労働日数の実績を2倍したものを「1年間の所定労働日数」とみなして判断して差し支えありません。

- ・ 労使協定により、年次有給休暇について、5日の範囲内で時間を単位として与えることができます。

その他お知らせ

その他関連部署からのお知らせ

船橋市保健所地域保健課 「ゲートキーパーについて知ろう！」

船橋市廃棄物指導課 「事業系ごみの正しい処理方法について 他」

公益財団法人介護労働安定センター千葉支部 「事業のご案内」

新型コロナウイルス

感染症対策保健所本部 社会対応班 「研修会資料（令和4年11月開催）」

船橋市集団指導のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

介護保険サービス 訪問・通所系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P5）

2 各種お知らせ等（P9）

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P27）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P41）
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P42）
- 4 危機管理課からのお知らせ（P44）
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P47）

4 サービス別資料

- ・全サービス共通（P60）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P65）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P73）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P80）
- ・通所リハビリテーション（P88）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P92）
- ・居宅介護支援（P98）

資料について

●この資料では以下のとおりとします。●

- ・特に断りのない場合は、指定居宅サービス等に加え指定介護予防・日常生活支援総合事業も含むものとします。

表記	条例等名称
居宅サービス基準条例	船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第60号）
地密サービス基準条例	船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第56号）
居宅支援条例	船橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年船橋市条例第58号）
居宅算定基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
地密算定基準	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生省告示第126号）
居宅支援算定基準	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第20号）

●基準の性格●

基準は、指定居宅サービス等の事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者等は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。

●資料内容●

資料に掲載のある内容以外の基準等についても遵守した上で運営してください。

介護保険サービス 訪問・通所系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P5）

2 各種お知らせ等（P9）

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P27）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P41）
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P42）
- 4 危機管理課からのお知らせ（P44）
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P47）

4 サービス別資料

- ・全サービス共通（P60）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P65）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P73）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P80）
- ・通所リハビリテーション（P88）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P92）
- ・居宅介護支援（P98）

処遇改善加算等①

新加算「介護職員等ベースアップ等支援加算」の追加

令和4年10月より、令和4年度介護報酬改定が行われ、介護職員の収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を講じるため、「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されました。詳細は船橋市ホームページに掲載されている厚生労働省からの通知をご確認ください（ホームページのURLは23ページを参照）。

要件

- | | |
|---|------------------------------------------------|
| ① | 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。 |
| ② | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 |

【通知：厚生労働省「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（介護保険最新情報Vol.1082）】

処遇改善加算等②

特別な事情に係る届出書の提出忘れ（過去の指摘事項）

前年度における処遇改善実績報告書を提出する際に、前年度途中より職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行った旨の「特別な事情に係る届出書」が提出された。

本来は職員の賃金水準を引き下げることが決定した時点でご提出いただく必要があるため、処遇改善加算等の算定要件を満たさなくなる可能性がある。

他市にも忘れずにご提出ください

職員の賃金水準を引き下げることが決定した際には、他市を含む各自治体へ「特別な事情に係る届出書」を必ず提出すること。

【通知：厚生労働省「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（介護保険最新情報Vol. 1082）】

ハラスメント対策の強化①

ハラスメント対策の未整備（運営指導にて確認された事例）

ハラスメント対策について、以下の事例が確認された。

- ①一部ハラスメント（特にカスタマーハラスメント）の対策が抜けていた
- ②書類上のハラスメント対策は指定申請時等に整備したが、実態として機能していなかった

事業主が講ずべき措置の具体的内容について

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ②相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

他法令上も体制整備が義務となっております。
例）・男女雇用機会均等法（第11条）
・労働施策総合推進法（第30条の2）

ハラスメント対策の強化②

事業主が講じることが望ましい取組について

- ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（カスタマーハラスメントも含む。）
- ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

参考

- ・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）
- ・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）
- ・「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html）

介護保険サービス 訪問・通所系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P5）

2 各種お知らせ等（P9）

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P27）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P41）
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P42）
- 4 危機管理課からのお知らせ（P44）
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P47）

4 サービス別資料

- ・全サービス共通（P60）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P65）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P73）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P80）
- ・通所リハビリテーション（P88）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P92）
- ・居宅介護支援（P98）

介護支援専門員等との連携と居宅サービス計画の確認

居宅サービス計画の確認（運営指導における指摘事例）

- ・居宅サービス計画第1表に生活援助算定理由が記載されていない。（訪問介護のみ）
→1回の提供で「身体介護及び生活援助が混在する場合」であっても記載が必要です。
- ・提供しているサービスが居宅サービス計画に位置付いていない。
→提供する全てのサービスについて、居宅サービス計画への位置付けが必要です。
- ・居宅サービス計画（主に第3表）に記載のあるサービス提供回数や時間、時刻、曜日等が実際のサービスと異なる。
→居宅サービス計画と実際のサービスの提供内容に相違がある場合は、居宅サービス計画に沿ったサービス提供になるように介護支援専門員と連携してください。

連携内容の記録と居宅サービス計画の定期的な確認が重要

介護支援専門員や医療関係者等との会議や電話等において報告したことや把握したこと（＝連携した内容）を、必要に応じて記録に残してください。

その上で、介護支援専門員から交付を受けた居宅サービス計画が、現状のサービス提供と一致しているか、居宅サービス計画に沿ってサービス提供できているかを確認する仕組みづくりを構築することが重要です。

サービスの提供の記録

サービス提供記録の確認（運営指導における指摘事例）

- ・「身体介護及び生活援助が混在する場合」のサービス提供を実施したが、生活援助の項目に記載がない。
 - ・記録したサービス提供時刻が実際の時刻と異なる。
- サービス提供を行った際には、具体的なサービスの内容等を記録してください。

記録から請求までの確認方法の見直しを行う

サービス提供記録は実際にサービス提供を実施した際の介護報酬等の請求内容においても重要な根拠資料になります。

記録後は、速やかに管理者やサービス提供責任者が、記録に漏れや誤りがないかダブルチェック等を行ってください。

訪問介護計画の作成

訪問介護計画の確認（運営指導における指摘事例）

- ・ 訪問介護計画が作成されていない。
 - ・ 訪問介護計画と居宅サービス計画及び実際のサービスが一致していない。
 - ・ 利用者の同意の署名がない、又は同意の署名を取るのが遅れている。
- 訪問介護計画はサービス提供前に、サービス提供責任者が作成し、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る必要があります。
- ・ 一連のサービス行為ごとの所要時間が記載されていない。
- 例：毎週水曜16：00～17：00のサービスについて、「掃除と調理で合計60分」ではなく、「体調確認5分→掃除20分→調理30分→記録5分」等、サービス行為ごとの所要時間が利用者にとって標準的な時間に振り分けられているか確認してください。

居宅サービス計画に沿っているか確認

作成した訪問介護計画が居宅サービス計画に沿っているか、現状のサービス提供と一致しているかを確認する、仕組みづくりが重要です。

勤務体制の確保等

従業者の勤務の体制の確認（運営指導における指摘事例）

- ・ 訪問介護員等として勤務する法人代表の勤務の体制が定められていない。
→ 雇用契約等で明確な勤務時間が定まっていない法人代表等も従業者（管理者、サービス提供責任者、訪問介護員等）である場合は勤務の体制を定める必要があります。具体的には、訪問介護員等で勤務する時間の管理や法人代表等との勤務時間を分けて記録することが必要です。
- ・ 利用者が必要としている喀痰吸引や経管栄養の特定行為を含んだサービス提供に関して、適切に実施することのできない訪問介護員等を配置している。
→ 計画に位置づいた喀痰吸引等を実施できる訪問介護員等を適切に配置する必要があります。

介護職員等が喀痰吸引と経管栄養を行うためには、一定の研修（喀痰吸引等研修）を受け、喀痰吸引等に関する知識や技能を修得し、都道府県から「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けるとともに、当該職員が所属している事業者が「登録特定行為事業者」として登録を行う必要があります。

特定事業所加算①

計画的な研修の実施及び会議の定期的開催 (運営指導における指摘事例)

- ・ 計画的な研修の実施について、一部の訪問介護員等の個別具体的な研修計画が定められていない。
→研修計画の内容は、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を全ての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。）ごとに定めること。
- ・ 技術指導を目的とした会議の開催を、定期的（概ね1月に1回以上）に開催しておらず、非常勤の訪問介護員含め、全ての訪問介護員等が参加していない。
→会議は定期的（概ね1月に1回以上）に開催すること。また当該会議は、非常勤、登録型訪問介護員も含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければいけません。
- ・ 技術指導を目的とした会議の開催状況について、その概要を記録していない。
→会議の開催状況については、その概要を記録しなければいけません。

特定事業所加算②

文書等による指示及びサービス提供後の報告 (運営指導における指摘事例)

- ・ 文書等による指示及びサービス提供後の報告について「前回のサービス提供時の状況」については、利用者の状態等に変化がなくとも提供ごとに文書等で指示を行わなければならないが、状態に変化があったときのみ行っている。
- ・ 文書等による指示及びサービス提供後の報告の「前回のサービス提供時の状況」について口頭（電話等）でのみ指示を行っている。

算定要件の確認

「前回のサービス提供時の状況」についてはサービス提供ごとに毎回指示が必要になります。サービス提供責任者は文書等の確実な方法（※）で、各訪問介護員等へ指示を行ってください。

（※）「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能。サービス提供責任者からのその場での口頭による伝達や電話による対応のみは不可。

地域との連携等

介護・医療連携推進会議（運営指導における指摘事例）

- ・介護・医療連携推進会議における、自己評価結果及び外部評価結果を利用者及び利用者の家族へ提供していない。

自己評価結果及び外部評価結果の公表方法等

自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供することが必要です。また当該結果の公表方法は、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用することが考えられますが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えありません。

介護保険サービス 訪問・通所系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P5）

2 各種お知らせ等（P9）

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P27）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P41）
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P42）
- 4 危機管理課からのお知らせ（P44）
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P47）

4 サービス別資料

- ・全サービス共通（P60）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P65）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P73）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P80）
- ・通所リハビリテーション（P88）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P92）
- ・居宅介護支援（P98）

個別サービス計画の作成

居宅介護支援事業者等との連携及び居宅サービス計画に沿ったサービスの提供（運営指導における指摘事例）

- 居宅サービス計画に位置付けられたサービスの提供日時と実際のサービスの提供日時が異なる

居宅サービス計画の定期的な確認を行う

サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。また、指定介護保険サービス事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った個別サービス計画を作成し、サービスを提供しなければなりません。

利用者の希望等によってサービスの提供日や提供時間等が変更になる場合には、介護支援専門員と連携し、適切なケアプランを備えるようにしてください。

主治の医師との関係

記載内容の確認（運営指導における指摘事例）

- 主治の医師の指示内容と異なる訪問看護を提供している。
（リハビリの有無及びサービス内容の違い等）

主治の医師の指示に基づきサービス提供を行う

利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書に基づき指定訪問看護が行われなければなりません。指示書とサービス内容に相違がないよう、主治医との連絡調整、サービス提供を担当する看護師等の監督等、必要な管理を行ってください。

なお、主治医以外の複数の医師から指示書を受けることはできません。

【2か所以上の訪問看護ステーションを利用する場合】

2か所以上の訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する場合は、医師の指示書は各訪問看護ステーションごとに必要になります。

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

記載内容の確認（運営指導における指摘事例）

（計画書）

- 理学療法士の訪問日の記載がない。

（報告書）

- 提供日の記載が漏れている。
- 理学療法士による訪問の記載が、指定訪問看護と区別されていない。

理学療法士等についての記載に注意

訪問看護計画書及び訪問看護報告書において、看護師と理学療法士の訪問日は記載の区別が必要です。指定訪問看護を行った日は○を印し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護を実施した場合には◇、特別訪問看護指示書の交付を受けて訪問した日には△、緊急時訪問を行った日は×印としてください。

また、理学療法士がサービス提供に入る場合は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書に理学療法士が行うサービス内容やその評価、署名等が必要です。

緊急時訪問看護加算①

加算要件

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあるとして市に届け出た指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して、24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に算定する。

連絡相談を担当できるのは保健師、看護師

緊急時訪問看護加算に係る連絡相談を担当するものは、原則として、当該訪問看護ステーションの保健師、看護師です。病院又は診療所の場合に限り、医師の対応も可能です。

なお、24時間連絡体制については、当該訪問看護ステーション以外の施設又は従業者を経由するような連絡体制に係る連絡相談体制及び、訪問看護ステーション以外の者が所有する電話を連絡先とすることは認められません。

緊急時訪問看護加算②

准看護師による緊急時訪問の場合

緊急時に連絡相談を受けた看護師から指示を受けて、准看護師が緊急訪問する場合は、所定単位数の100分の90を算定してください。

他事業所や加算の状況を確認

緊急時訪問看護加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける24時間対応体制加算は算定できません。

1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる加算であるため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けようとする利用者に説明するに当たっては、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認してください。

指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針

居宅介護支援事業者等に対する情報提供

指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。ただし、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

介護支援専門員とは必ず連携をとる

利用者に介護支援専門員がついているにもかかわらず、事前の居宅サービス計画の作成及びサービス担当者会議への参加等を経ずに利用者へサービス提供等を行うと、基準違反に該当する場合があります。介護支援専門員とは必ず連携をとるようにしてください。

介護保険サービス 訪問・通所系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P5）

2 各種お知らせ等（P9）

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P27）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P41）
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P42）
- 4 危機管理課からのお知らせ（P44）
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P47）

4 サービス別資料

- ・全サービス共通（P60）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P65）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P73）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P80）
- ・通所リハビリテーション（P88）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P92）
- ・居宅介護支援（P98）

通所介護計画の作成

具体的なサービス内容等の記載（運営指導での指摘事項）

- ・当日のプログラム等の具体的なサービスの内容が位置づけられていない。
→プログラム等で1日の流れがわかるよう、具体的に記載してください。
- ・利用曜日、入浴の利用曜日の位置づけがない。
→入浴等の利用している曜日がわかるように記載してください。
- ・居宅サービス計画と利用曜日、提供時間等に差異がある。
→居宅サービス計画に沿った内容になるように介護支援専門員と連携してください。
- ・サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていない。
→目標更新のタイミング等で、忘れずに記録を行ってください。

サービス内容等についての定期的な確認が重要

具体的なサービス内容を記載しているか、居宅サービス計画の内容に沿っているか確認してください。

また、それぞれの利用者ごとに、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行ってください。

居宅介護支援事業者等との連携

適切な居宅サービス計画の確認（運営指導での指摘事項）

- ・事業所に備えられている居宅サービス計画が最新のものでない。
→適切な居宅サービス計画の交付を受け、居宅サービス計画に沿ったサービス提供になるように、介護支援専門員と連携してください。

各計画の整合性を図り、密接な連携体制を

事業所に保管している居宅サービス計画が最新のものであるか確認し、居宅サービス計画が実際のサービス提供と異なる場合は最新の居宅サービス計画の交付を受けてください。

また、利用者のサービス利用調整や健康状態の把握のため、利用者の担当介護支援専門員との密接な連携に努めてください。

サービスの提供の記録

具体的なサービス内容・提供時刻の記録（運営指導での指摘事項）

- ・ サービス提供の開始、終了時刻の記録がない。
→ 実際にサービスを提供した時間を記録してください。
- ・ 入浴、個別機能訓練などの実施記録がない。
→ 具体的なサービス内容を記録してください。

サービス提供の記録をつけているか確認を行う

提供した具体的なサービスの内容等を記録してください。

- ・ 提供したサービスについての記録
- ・ 実際のサービス提供の開始、終了時刻（送迎の記録でも可(※)）

(※)送迎の事業所発着時刻とサービス提供の開始・終了時刻が同一でない場合、送迎の事業所発着時刻はサービス提供の開始、終了時刻とはみなせません。

実際にサービスを提供した時間がわかる記録が必要になります。

地域との連携等

運営推進会議の実施（運営指導での指摘事項）

- ・ おおむね6月に1回以上の運営推進会議が行われていない。
→運営推進会議は、おおむね6月に1回以上行ってください。

運営推進会議の実施、記録、公表について

おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けてください。

また、会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、個人情報の取扱いに気を付けて公表してください。

非常災害対策

非常災害計画の定期的な周知・訓練の実施（運営指導での指摘事項）

- ・非常災害計画を作成はしているが、定期的に従業員並びに利用者及びその家族等に周知を行っていない。
→利用者等に、契約時だけでなく定期的に非常災害計画の周知を行ってください。
- ・定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていない。
→非常災害時に速やかに行動できるよう、定期的に訓練等を行ってください。

定期的な周知・訓練を実施し、地域住民との連携体制を整備

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員等に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。

また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、体制作りに努めてください。

入浴介助加算（Ⅱ）

個別の入浴計画の作成（運営指導での指摘事項）

- ・当該利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画が作成できていない。
→利用者ごとに個別の入浴計画を作成してください。

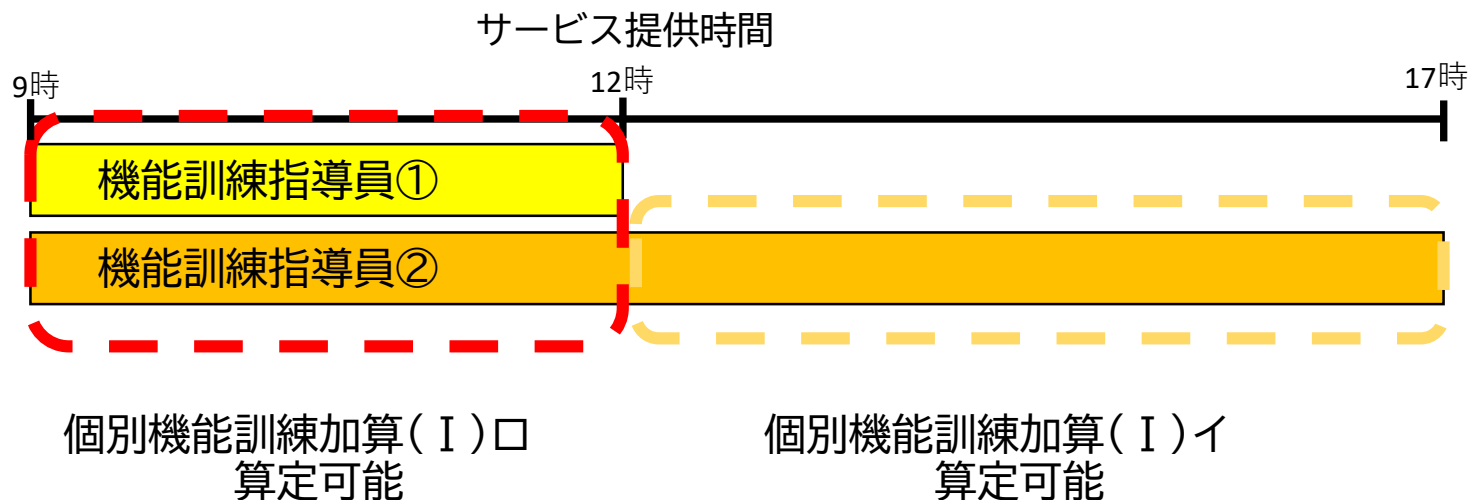
個別の入浴計画の作成について

入浴介助加算（Ⅱ）は、利用者が居宅において、自身で若しくは介助によって入浴ができるようになることを目的としています。医師等が利用者の居宅を訪問し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、必要な情報提供を受けた上で、個別の入浴計画を作成してください。

個別機能訓練加算 (I) □

加算要件

- ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置する((I)イ)に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置
- 合計で2名以上の理学療法士等の配置が必要です。
- ・類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接訓練を行う。



介護保険サービス 訪問・通所系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P5）

2 各種お知らせ等（P9）

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P27）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P41）
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P42）
- 4 危機管理課からのお知らせ（P44）
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P47）

4 サービス別資料

- ・全サービス共通（P60）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P65）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P73）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P80）
- ・通所リハビリテーション（P88）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P92）
- ・居宅介護支援（P98）

記録の整備

従業員の勤務の記録の不備（運営指導での指摘事項）

他サービス（特に施設系サービス）との兼務がある従業員について、タイムカードの打刻など勤怠のみ記録があり、兼務の分けが行われている記録が確認できない。

記録事項について

通所リハビリテーション事業所ごとに従業員の勤務の体制を定め、勤務の記録を行う必要があります。特に、施設サービス等との兼務がある従業員については、通所リハビリテーションで勤務した時刻の記録を行うようにしてください。

例)

- ・タイムカードにて「通所リハビリテーション勤務」等の明記を行う
- ・別にシフト表を作成する

リハビリテーションマネジメント加算①

リハビリテーション会議の開催

通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の場合にあっては1月に1回以上、6月を超えた場合にあっては3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直していること。

リハビリテーション会議の開催頻度について

リハビリテーション会議の開催頻度について、加算算定開始の月の前月から起算して前24月以内に介護保険または医療保険のリハビリテーションに係る報酬の請求が併せて6月以上ある利用者については、算定当初から3月に1回の頻度でよいこととする。

リハビリテーションマネジメント加算②

過去のリハビリテーション利用記録の不備（運営指導での指摘事項）

リハビリテーションマネジメント加算の算定にあたり、算定開始月よりリハビリテーション会議の開催頻度が3月に1回であるが、利用者の過去のリハビリテーションに係る利用記録がない。

加算算定当初からリハビリテーション会議の開催頻度が1月に1回以上でなくてよいことの根拠がないため、加算の算定が認められない可能性がある。

過去のリハビリテーション利用の確認

加算算定開始の際に、利用者が過去にリハビリテーションの利用があるか確認を行い、確認した記録を残すこと。

介護保険サービス 訪問・通所系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P5）

2 各種お知らせ等（P9）

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P27）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P41）
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P42）
- 4 危機管理課からのお知らせ（P44）
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P47）

4 サービス別資料

- ・全サービス共通（P60）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P65）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P73）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P80）
- ・通所リハビリテーション（P88）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P92）
- ・居宅介護支援（P98）

全国平均貸与価格

全国平均貸与価格の提供（運営指導指摘事例）

全国平均貸与価格に関する情報を提供していない。
→全国平均貸与価格に関する情報の提供を行ってください。

全国平均貸与価格の確認

令和3年4月より価格の見直しが3年に一度の頻度（新商品は3月ごと）となりました。
定期的に下記ホームページを確認してください。

（月平均100件以上の貸与件数となったことがある商品が対象です。）

※介護保険最新情報Vol. 886より

○全国平均貸与価格の確認方法（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

複数の福祉用具に関する情報

複数の福祉用具に関する情報を利用者へ提供（運営指導指摘事例）

同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者提供していない。

利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者提供する必要があります。

利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供にあたっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。

事故防止対策等

利用者への説明等

福祉用具の使用時における事故を防止するため、下記の対応を行うこと。

- ・ サービス提供開始前及びモニタリング時に、利用者及びその家族等に、福祉用具の適切な使い方、保管（管理）方法、事故の危険性及びその対応策について説明を行うこと。
- ・ 製品の不具合に関する最新の情報を収集し、当該福祉用具を使用している利用者に事故等がないよう、速やかに対応を図ること。

リコール製品情報

【消費者庁 リコール情報サイト】 <https://www.recall.caa.go.jp/>

【経済産業省 製品安全ガイド】 https://www.meti.go.jp/product_safety/

【令和4年度 介護保険事業者へのお知らせ】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p103294.html

利用料等の受領

利用者負担の軽減、利益の供与

指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の利用者負担割合に応じた割合の支払いを受けなければならない。

また、指定福祉用具貸与事業者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択される必要がある。そのため、指定福祉用具貸与事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部または一部を軽減することは適切ではない。

また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。

利用者負担の軽減、利益の供与にあたることは行わないようにしてください。

販売の対象となる特定福祉用具の種目追加

排泄予測支援機器

令和4年4月より特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種類として新たに「排泄予測支援機器」が追加されました。

■排泄予測支援機器とは
膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行うものに通知するもの。

留意事項

排泄予測支援機器の販売に当たっては厚生労働省より留意事項等が示されています。利用者の心身の状況、並びに医学的な所見の確認等を行うことが示されておりますので、下記通知を確認の上、適切な取り扱いを行ってください。

【厚生労働省 介護保険最新情報掲載ページ Vol.1059】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000923059.pdf>

介護保険サービス 訪問・通所系

令和4年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導（旧称：実地指導）及び監査等（P5）

2 各種お知らせ等（P9）

3 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P27）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P41）
- 3 地域包括ケア推進課からのお知らせ（P42）
- 4 危機管理課からのお知らせ（P44）
- 5 船橋労働基準監督署からのお知らせ（P47）

4 サービス別資料

- ・全サービス共通（P60）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P65）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P73）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P80）
- ・通所リハビリテーション（P88）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P92）
- ・居宅介護支援（P98）

内容及び手続の説明及び同意①

割合等の説明（運営指導における指摘事例）

- 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等の説明が不適切。
- 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ文書を交付し割合等の説明を行っていない。

提供の開始に際し、割合等の説明及び利用者からの署名は必須

給付実績の有無に関わらず、直近の期間のものを説明する必要があります。

割合等の説明について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで**減算（運営基準減算）**になります。

内容及び手続の説明及び同意②

記載例

以下のように重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられます。（令和3年度介護報酬改定Q&A Vol. 3 問111参照）

<例> ※重要事項説明書

第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

別紙			
① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合			
訪問介護	●%		
通所介護	●%		
地域密着型通所介護	●%		
福祉用具貸与	●%		
② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合			
訪問介護	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	○○事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%

指定居宅介護支援の具体的取扱方針①

アセスメントの実施（運営指導における指摘事例）

- 居宅サービス計画の作成にあたってアセスメントを実施していない。
- アセスメントの実施理由について記録されていない。
- アセスメントの結果の記録が行われていない。

居宅サービス計画の初回作成時と見直し時には必ず行う

アセスメントは、居宅サービス計画の作成に当たって利用者の状況の把握や課題分析のために必ず行うものであり、居宅サービス計画の初回作成時と見直し時には必須となります。

アセスメントを行った際には、実施理由（初回、定期、退院退所時等）を併せて具体的に記録するとともに、適切に記録の保管をしてください。詳細は、厚生労働省が発出している「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年1月12日 老企第29号）を参照してください。

指定居宅介護支援の具体的取扱方針②

居宅サービス計画の原案の作成（運営指導における指摘事例）

- 提供しているサービスの提供頻度及びサービス提供時間が居宅サービス計画に適切に位置付いていない。
- 提供終了したサービスが居宅サービス計画に位置付いている。

居宅サービス計画の見直しと取り扱い

居宅サービス計画に位置付けられたサービスの提供頻度、時間及び提供内容が変わった場合には、居宅サービス計画の見直しを行い、適切に原案を作成してください。

なお、アセスメントを通じて軽微な変更と判断し、サービス担当者会議等を省略した場合には、軽微な変更であると判断した理由等を具体的に記録し、利用者及びサービス担当者等に修正した居宅サービス計画の交付を行ってください。

指定居宅介護支援の具体的取扱方針③

サービス担当者等による専門的意見の聴取 (運営指導における指摘事例)

- 一部の指定居宅サービスの担当者を招集していない。(主に居宅療養管理指導)
- サービス担当者会議の要点又はサービス担当者への照会内容について記録していない。

居宅サービス計画に位置付けた全ての指定居宅サービス等の担当者を招集する

居宅サービス計画の変更の必要性等について、指定居宅サービス等の担当者から専門的な見地からの意見を求める必要があります。居宅サービス計画に位置付けた全ての指定居宅サービス等の担当者を招集してください。

なお、やむを得ない理由によりサービス担当者会議への参加が出来ず、各サービス担当者への照会となった場合にも、照会内容について記録し、適切に保管すること。

指定居宅介護支援の具体的取扱方針④

モニタリングの実施（運営指導における指摘事例）

- モニタリングの結果の記録が一部行われていない。
- モニタリングの結果の記録が不十分である。（確認項目欄の記入漏れ等）

1月に1回必ず実施し、記録する

少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービスの実施状況の把握を行うこと。なお、モニタリングの記載方法等については、厚生労働省が発出している介護保険最新情報Vol. 958（令和3年3月31日）を参照してください。

【運営指導にて指摘した、運営基準減算の該当事例】

- 当該事業所の介護支援専門員が1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合
- モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合

記録の整備

従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備 (運営指導における指摘事例)

- 従業員の勤務の記録について、他サービスと兼務している職員の勤務の記録が適切に行われていない。

職員の兼務の取り扱い

事業所の職員が他サービス（訪問介護等の介護保険サービス、障害福祉サービス等）及び他事業所で勤務している時間については、当該事業所の勤務時間には含められません。

そのため、当該事業所の勤務時間と、兼務先の勤務時間を分けて記録することが必要です。

兼務先の勤務時間を適切に把握した上で、各事業所における人員基準を満たすように職員を配置してください。

運営基準減算①

注意

指定居宅介護支援の提供の開始に際しあらかじめ文書を交付して説明を行っていないかたとして、運営基準減算に該当し、介護報酬を返還する事例が多く確認されています。改めて基準をよく確認し、適切に利用者への説明等を行ってください。

あらかじめ文書を交付して説明しなければならない事項

- 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を照会するよう求めることができること。
- 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。
- 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合。
- 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合。

運営基準減算①

注意

指定居宅介護支援の提供の開始に際しあらかじめ文書を交付して説明を行っていないか
 かったとして、運営基準減算に該当し、介護報酬を返還する事例が多く確認されていま
 す。改めて基準をよく確認し、適切に利用者への説明を行ってください。

あらかじめ文書を交付して説明を行っていない場合、減算対象となる項目

- 利用者は複数の指定居宅介護支援事業者からサービスを受けることができること。
- 利用者は、指定居宅介護支援事業者の選定理由の説明を求めることができる。
- 前6月間に当該指定居宅介護支援事業者が作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護（以下「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた訪問介護等ごとの回数うち同一指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合。

**説明を行っていない場合、
 契約月から当該状態が解消され
 るに至った月の前月まで減算
 （運営基準減算）**

運営基準減算②

注意

1月に1回行うべきモニタリングを行っていなかったとして、運営基準減算に該当する事例も確認されました。

その他、サービス担当者会議の開催の有無や、居宅サービス計画の新規作成及び更新時においてアセスメントが適切に行われていない場合等、運営基準減算に該当する場合があります。

居宅介護支援を構成する一連のケアマネジメントプロセスや介護支援専門員の責務等について、基準をよく確認してください。

モニタリングについて

サービスの実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければなりません。

- 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

運営基準減算②

注意

1月に1回行うべきモニタリングを行っていない場合、運営基準減算に該当する事例も確認されました。

その他、サービス担当者会議の開催の有無や、居宅サービス計画の新規作成及び更新時においてアセスメントが適切に行われていない場合、運営基準減算に該当する場合があります。

居宅介護支援を構成するサービス担当者会議の開催の有無や、居宅サービス計画の新規作成及び更新時においてアセスメントが適切に行われていない場合、運営基準減算に該当する場合があります。

モニタリング

サービスの実施状況や利用者の状態を把握し、必要に応じてサービス計画の修正を行うこと。家族、指定居宅サービスの提供状況等の把握。情報のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 少なくとも1月に1回、利用者の状態を訪問し、利用者に面接すること。
- 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

**モニタリングを行っていない場合、
結果の記録をしていない場合、
契約月から当該状態が解消される
に至った月の前月まで減算
(運営基準減算)**

事業所における業務体制の統一

注意

居宅介護支援事業所に複数の介護支援専門員が配置されている事業所において、介護支援専門員ごとに書類の整備状況、行うべき事務（ケアマネジメントプロセス）の理解度が乖離している状況が見受けられます。

一方の介護支援専門員が基準に沿った適切なケアマネジメントを実施していても、他方の介護支援専門員の行うケアマネジメントが基準違反であった場合、居宅介護支援事業所としての基準違反となります。

事業所内で業務体制を見直す

事業所内での書類の管理方法及び記録方法等を、介護支援専門員同士で確認又は管理者による確認（ダブルチェック）を行う等、業務体制が統一されることが望ましいです。

特定事業所加算

計画的な研修の実施（運営指導における指摘事例）

介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について定めなければならないが、個別具体的な研修の目標等が定められていない。

→すべての介護支援専門員について、個別具体的な目標等を設定した研修計画を作成すること。

他の法人と共同で実施する事例検討会及び研修会等（運営指導における指摘事例）

他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施するにあたり、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならないが、計画が定められていない。

→他の法人と協力し、次年度が始まるまでに事例検討会等の計画を立てるようにすること。

特定事業所加算

計画的な研修の実施（運営指導における指摘事例）

介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について定めなければならないが、何もない。

→すべての介護支援専門員について研修計画を作成すること。

その他の加算要件についても、
基準をよく確認し、
適切に算定を行ってください。

他の法人 （運営指導）

他の法人と協力をし、研修会等を実施するにあたり、事例検討会等を実施する事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに研修計画を定めなければならないが、計画が定められていない。

→他の法人と協力し、次年度が始めるまでに事例検討会等の計画を立てるようにすること。

おわりに

資料等確認報告について

以上で、令和4年度「介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導」を終わります。

最後に、「船橋市オンライン申請・届出サービス」より資料等確認報告をお願いします。

ご視聴いただき、
ありがとうございました。